兵高教組　2025年5月16日
調査情報 7号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL：078-341-6745　FAX：078-351-3185
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

「このままでは学校がもたない」
衆議院、教員の「定額働かせ放題」継続で給特法改定案可決
超勤縮減のための具体的施策・予算措置なし、「主務教諭」導入も審議なし

5 月 15 日、衆議院本会議にて「給特法」改正案の一部修正が可決されました。修正案を提案した野党議員も阿部文科大臣と同様に「教職員の超過勤務は限定四項目以外は労働基準法の労働時間ではない」※と答弁。高教組が全国の仲間と要求してきた超過勤務へのペナルティとしての残業手当の支給は法案に全く触れられることもなく、教職員基礎定数の改善は、予算措置を伴わない、法的拘束力も定かではない付則への記載で留められています。

【参考人招致後の高橋哲さん】

「時間外勤務のタダ働きを自主的・自発的労働だと労働基準法の解釈を捻じ曲げている文科省に問題がある。立法府である国会が、行政府（文科省）の所業を許すのか。主務教諭導入について、東京都の主任教諭制度では待遇が引き下がった。たとえ調整額が増えても基本給が下がれば、メリハリではなく『減り減り（めりめり）』になる。教職員の労働条件だけでなく子どもたちの教育を受ける権利をめぐる問題でもある。給特法のもとで時間外勤務を労働時間として認め、残業代を支払うことを今後も後押ししていきたい。」

与党の改正案をほぼそのまま採決

衆議院文部科学委員会では4月18日、25日と2回（異例）の参考人招致と5月9日質疑があり、兵庫高教組からも衆議院への傍聴に組合員を派遣しています。

25日、参考人の高橋哲大阪大学大学院人間科学研究科准教授は、

- 4項目しか超勤が命じられないが、**教員の残業は4項目以外で溢れている。**
- **管理者の命令が無くても、時間外でも業務から解放がなければ超勤。**
- **埼玉教員超勤訴訟2022年高裁判決**では、原告の損害が軽微との判断から損害賠償請求は認められなかったが、**時間外労働とは認められており、今改正法案は訴訟リスクを抱えたまま。**

と改正案の問題点を司法判断で指摘されていましたが、修正されていません。

14日の文部科学委員会で、与党案を少し修正のうえ、自民・公明・立憲・国民・維新の賛成多数で採決され、15日の衆議院本会議では質疑なしで採決されました。立憲・国民・維新が修正として提出した付則は、

2029年度までに、平均時間外在校等時間を月30時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずる。

① 担当授業時数を削減
② 教育課程の編成の在り方を検討
③ 教職員定数の標準を改定
④ 教職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員

など、私たちの運動が一定反映されているものの、あくまで「付則」で、これを具体的に予算措置を伴い実行させるには、今後の私たちの運動と国民世論にかかっています。

この法案では「学校はもちません」高教組は、給特法の抜本的修正もしくは廃案を要求します！

法案は参議院へ回されますが、少数与党の衆議院と異なり、何もしなければそのまま採決へ移されます。一方で、参議院選挙も近く、議員は世論に大変関心が高いです。

私たちの学校現場をよりよくするための大きなチャンスでもあります。以下のネット署名にご賛同を！

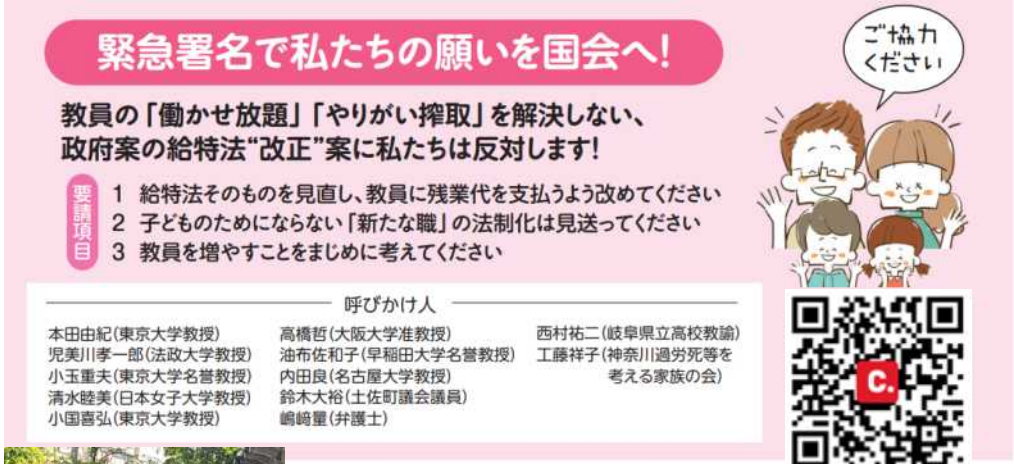

5・14全国一斉抗議行動！

高教組が加盟する全日本教職員組合の呼びかけに応じ、14日は全国で一斉の宣伝活動がありました。

高教組は兵庫教組と共に元町駅で16時30分から30分宣伝を行いました。友だちと待合せをしていた若い人が「1枚もらってもいいですか」とチラシを取りに来たり、「教師じゃないけどヒドイね！学校も少なくなってるし」と声をかけて頂いたり、信号待ちでオンライン署名をしてくださる人もいました。